

経営会議の内容

件 名	大和市火災予防条例の一部改正（催しにおける防火管理等）について
所 管 部	消防本部
日時・場所	平成26年 5月29日（木） 9：25～10：05 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、消防長、議会事務局長、予防課長
提 出 理 由	消防法施行令等の一部改正に伴い、大和市火災予防条例に多数の者の集合する催しにおける防火管理等に関する規定を設けるにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・露店等開設の届出はいつまでにすればよいのか。 （所管部）露店等を開設する日の5日前までに届出が必要である。 ・火災予防上必要な業務に関する計画が提出され、不備があった場合は、罰則を適用するのか。 （所管部）罰則は計画書が14日前までに提出されなかった場合のみ適用され、提出された計画書に不備があった場合は、内容を精査し、主催者側に修正してもらう。 ・火災が発生するなど、通報連絡及び避難誘導を行う場合、催しの規模や人数などで決まりはあるのか。 （所管部）催しの規模などに応じての決まりはないが、計画書が提出された時点で主催者側と協議をしていく。 ・防火担当者は、防火管理に関する資格を有する者でなくてもいいのか。 （所管部）防火管理に関する資格は、屋外の催しには適用されないため、資格はいらない。 ・指定催しの告示は、どのように行っていく予定なのか。 （所管部）指定催しの基準に関する告示は、一度行う。また、指定催しに指定する催しについては、その都度告示する。 ・催しが規制対象になるかどうか、市民に分かりやすい資料を作成し、周知をお願いしたい。
会議結果	案のとおり、進めていく。